

「全ベルコ労働組合裁判闘争支援緊急集会」開催報告

7月19日、連合北海道は、7月末の札幌新手稲支部代理店閉鎖を受け、「全ベルコ労働組合裁判闘争支援緊急集会」を開催した。産別や地協、ベルコ代理店の職員ら約70名が参加した。

開会に先立ち、連合北海道の出村良平・連合北海道会長が、「全ベルコ労働組合は、不当解雇撤回の戦いだけでなく、ベルコで働くことに誇りを持っており、ベルコで働く同じ仲間の労働環境や処遇を改善したいという思いが強い。ベルコ闘争は、使用者性の責任放棄とも言える業務委託濫用のケースとして、ベルコモデルを社会に蔓延させてはならない戦いでもある。」と挨拶した。



続いて、全ベルコ労働組合書記長が、札幌近郊にある13の支部（代理店）に独立した法人格を取得させ、代理店が見せかけの使用者として労働者と雇用契約を締結している実態を説明。ベルコ社は、代理店に対して不都合があればその代理店をつぶして次の代理店をつくる、といったことを繰り返し行う手法についても明らかにした。



全ベルコ労働組合裁判闘争支援対策チーム弁護団長の浅野高宏弁護士による基調講演では、「ベルコシステムは、業務委託を複雑化することにより、訴訟に至らないような対策を講じているのだと感じている。2年の歳月をかけて、ようやくベルコのビジネスモデルについてシンプルにわかりやすく裁判所に伝えることができた。」と述べ、この間の成果を示した。また、

政府の「働き方改革実行計画」について、「個人請負」の普及に向けた検討・対策が盛り込まれる見通しであることから、「ベルコ方式を普及させることに成りかねない。」と危惧し、柔軟な働き方の美名のもとで、「多様な働き方の推進が、労働者保護規制の抜け穴や逃げ道



として用いられてはならない。」と訴えた。次いで、ベルコ闘争にかかわる数名の若手弁護士が演壇に立ち、本闘争に対する思いを述べた。



最後に、支援要請のなかで、高橋功・全ベルコ労働組合執行委員長が、「葬儀の仕事は、欠かすことのできない大切な仕事と自負している。だからこそ、裁判に勝つこと以上に、ベルコは従業員の最低限の生活費を保障してほしい。」と話し、これまでの本闘争への支援に対する謝辞を述べるとともにベルコ従業員の処遇改善に向けて一丸となって取り組む決意を確認した。